

参考資料

岡山市立夜間中学設置に係る関連資料

令和5年3月

岡山市教育委員会

【夜間中学設置に係る参考資料】

資料1	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）（平成二十八年十二月十四日法律第百五号）	P1
資料2	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抜粋）（平成29年3月31日文部科学省）	P2
資料3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針等 ○子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）（抜粋） ○第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋） ○第204回通常国会 衆議院予算委員会（令和3年1月25日）	P3
資料4	「義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」（平成27年7月30日付初等中等教育企画課長）	P4
資料5	学校教育法施行規則の一部を改正する省令等（概要）	P5
資料6	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成29年3月31日付初等中等教育局長）	P6
資料7	中学校学習指導要領（平成29年告示）解説	P7～8
資料8	未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数 （令和2年国勢調査）	P9
資料9	令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要	P10
資料10	都道府県別在留外国人数の推移及び外国人労働者について	P11
資料11	夜間中学の設置・検討状況一覧（令和4年4月文部科学省調べ）	P12

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一～三 略)

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一～三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第 14 条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成 28 年度現在、夜間中学は 8 都府県 25 市区 31 校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成 29 年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の 3 分の 1 を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第 15 条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

資料3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針 ○第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）
-----	---

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

資料3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針 ○子供の貧困対策に関する大綱（平成元年11月29日閣議決定）（抜粋）
-----	---

第4 指標の改善に向けた重点施策

1 教育の支援

(8) その他の教育支援

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

資料3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針 ○第204回通常国会 衆議院予算委員会（令和3年1月25日）（抜粋）
-----	---

○遠山清彦委員

様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、そして不登校の子供たち、これらの皆さんに日本全国で学びの機会を提供する夜間中学を、菅総理のリーダーシップで全国に設置をしていただきたい。できれば、少人数学級の実現と同じように、来年度からの五年間で、この夜間中学の全ての都道府県、指定都市に少なくとも一校を設置するという目標達成を目指していただきたいと思いますが、総理の御答弁をいただきたいと思ます。

○菅内閣総理大臣

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後五年間で全ての都道府県、指定都市に夜間中学校が少なくとも一つ設置をされる、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て取り組んでいきたい、このように思います。

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。
不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる。
2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
 - (1) 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - (2) 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - (3) 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - (4) 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - (5) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱いている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

夜間中学における教育課程特例について

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成するものとすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成にあたり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者等に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5

※ 本制度は平成29年3月31日から適用

第 1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとすること。（第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係）

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件

（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第 2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 4 節 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第 1 章第 4 の 2 の (4) のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第 2 章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。平成 28 年度現在、全国に 31 校が設置されている。

平成 28 年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受け入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあり、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。

他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第 56 条の 4 等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28 文科初第 1874 号平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第 56 条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善
（第 1 章第 4 の 2 の（4）のイ）

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

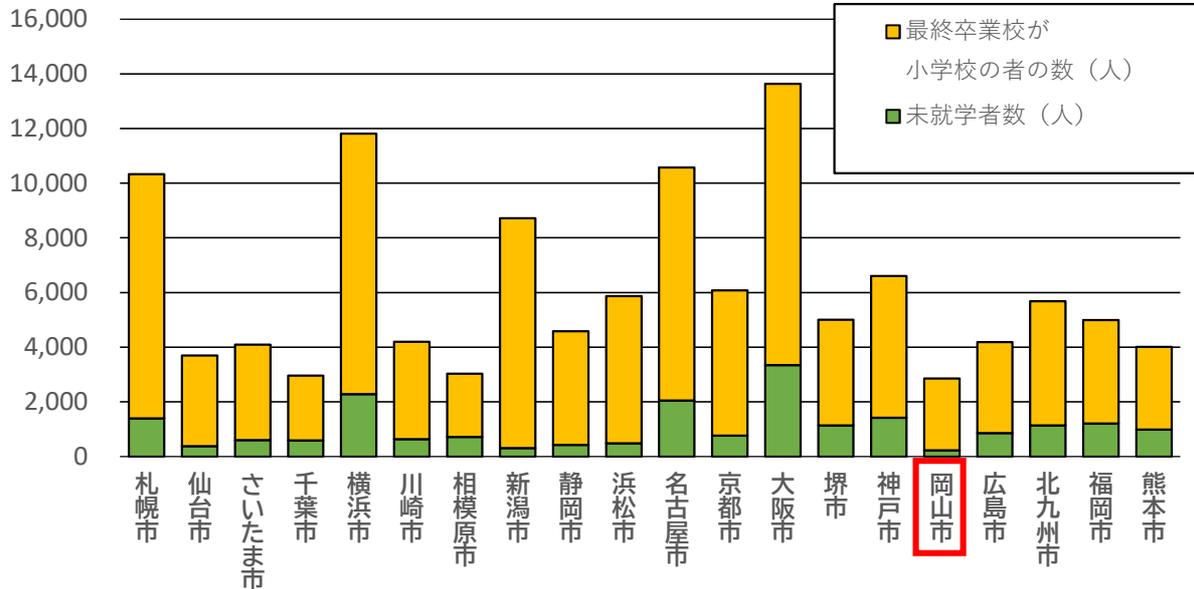
学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第 4 節 1 「（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、チーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第 4 節 2 「（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

資料 8

未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数（政令指定都市一覧）

※令和2年「国勢調査」から作成



	未就学者数 (人)	人口に占める 未就学者の割合 (%)	最終卒業学校が 小学校の者の数 (人)	人口に占める最 終卒業学校が小学 校の者の割合 (%)
札幌市	1,398	0.08	8,925	0.5
仙台市	372	0.04	3,316	0.4
さいたま市	594	0.05	3,491	0.3
千葉市	592	0.07	2,371	0.3
横浜市	2,276	0.07	9,531	0.3
川崎市	638	0.05	3,553	0.3
相模原市	712	0.11	2,317	0.4
新潟市	311	0.05	8,405	1.2
静岡市	423	0.07	4,162	0.7
浜松市	483	0.07	5,383	0.8
名古屋市	2,045	0.10	8,523	0.4
京都市	763	0.06	5,314	0.4
大阪市	3,348	0.14	10,285	0.4
堺市	1,130	0.16	3,876	0.5
神戸市	1,410	0.11	5,187	0.4
岡山市	229	0.04	2,622	0.4
広島市	856	0.08	3,326	0.3
北九州市	1,131	0.14	4,547	0.6
福岡市	1,210	0.09	3,779	0.3
熊本市	982	0.16	3,027	0.5

資料 9

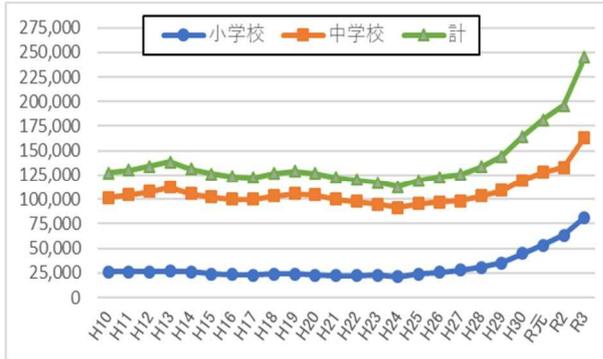
令和 3 年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

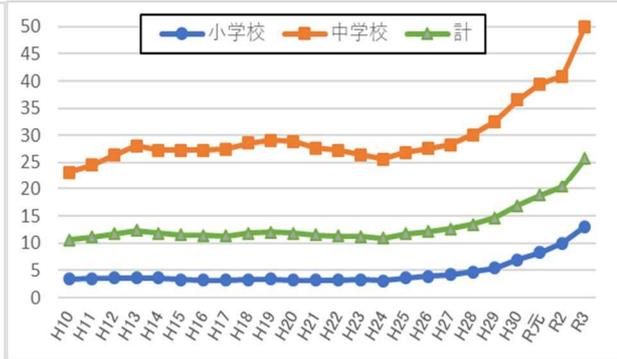
■全国の小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は 244,940 人（前年度 196,127 人）であり、児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 25.7 人（前年度 20.5 人）。不登校児童生徒数は 9 年連続で増加し、過去最多となっている。

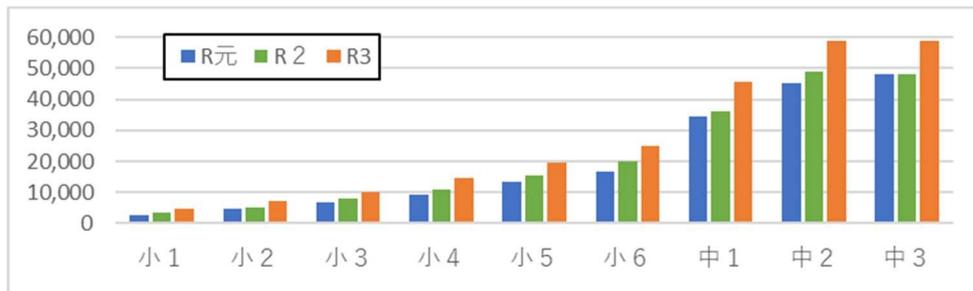
◇不登校児童生徒数の推移



◇1,000 人当たりの不登校児童生徒数



◇学年別不登校児童生徒数



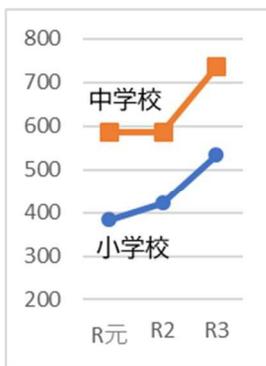
■岡山市の小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は小学校 534 人（前年度 422 人）、中学校 736 人（前年度 587 人）であり、児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は小学校 14.6 人（前年度 11.4 人）、中学校 42.5 人（前年度 34.0 人）である。

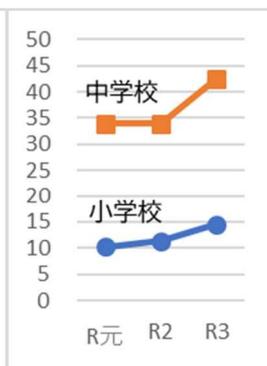
不登校児童生徒数は、過去最多となっている。

新規不登校出現率は、小学校の高学年、中学校 1 年生で高くなる傾向がある。

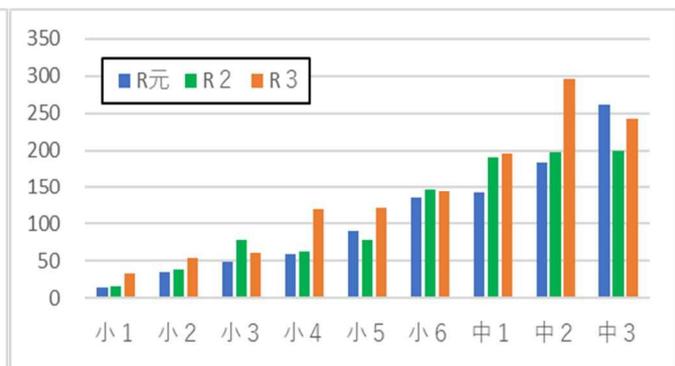
◇不登校児童生徒数の推移



◇1,000 人当たりの不登校児童生徒数



◇学年別不登校児童生徒数



資料10 都道府県別在留外国人数の推移及び外国人労働者について

1. 都道府県別在留外国人数の推移

(「令和3年末現在における在留外国人数について」 出入国在留管理庁)

	平成29年末 (2017)	平成30年末 (2018)	令和元年末 (2019)	令和2年末 (2020)	令和3年末 (2021)
総数	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635
岡山県	25,944	28,158	31,569	31,313	29,435

2. 外国人労働者について

(「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在) 岡山労働局)

○届出を行った外国人労働者の総数



- ・届出を行った外国人労働者数は 20,584 人であった。令和2年10月末現在の届出状況(外国人労働者数 20,143 人)と比べると、外国人労働者数は 441 人(2.2%増)増加した。

○国籍別の状況

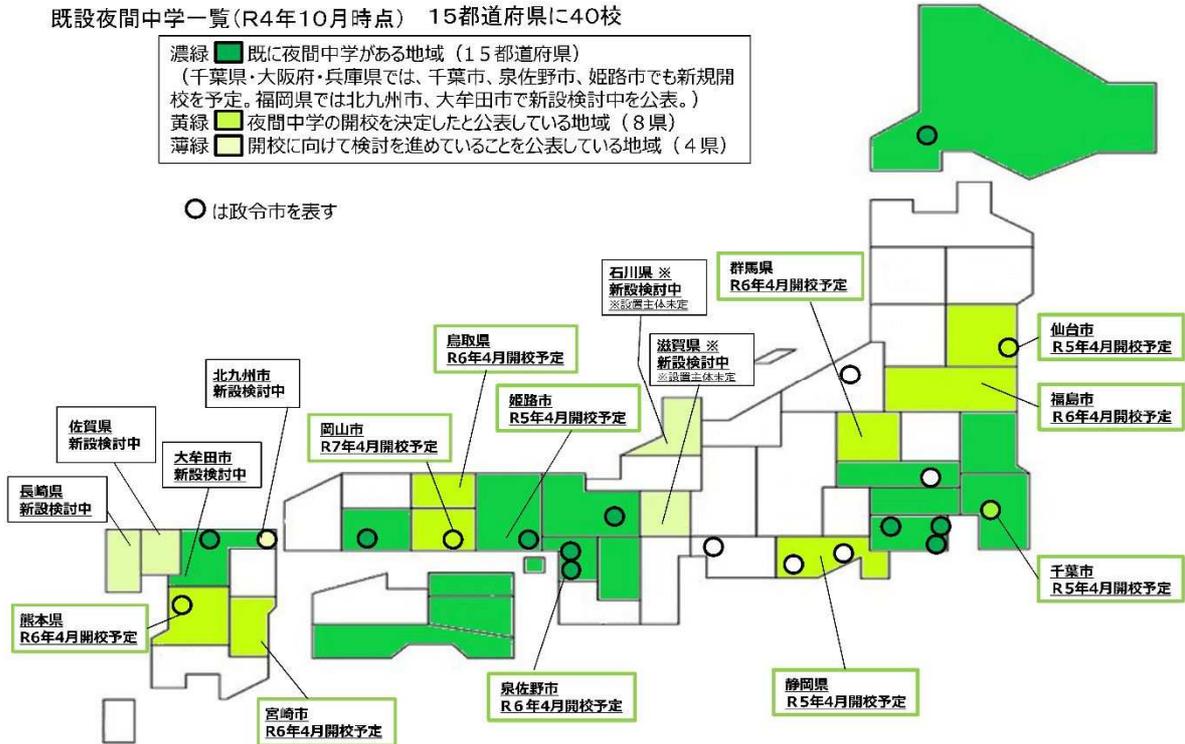
- ・ベトナム 9,969 人 (全体の 48.4%) [前年同期比 6.8%増加]
- ・中国 3,627 人 (同 17.6%) [同 8.3%減少]
- ・フィリピン 1,354 人 (同 6.6%) [同 4.4%増加]
- ・インドネシア 1,232 人 (同 6.0%) [同 3.9%増加]
- ・ネパール 631 人 (同 3.1%) [同 4.5%増加]

※特に、「ベトナム」は前年同期と比較して 635 人増加しており、「中国」は前年同期と比較して 327 人減少となっている。

○在留資格別の状況

- ・技能実習 8,566 人 前年同期比で 10.9%(1,043 人) 減少
- ・専門的・技術的分野 3,795 人 前年同期比で 18.5%(593 人) 増加
- ・身分に基づく在留資格 3,288 人 前年同期比で 7.7%(236 人) 増加
- ・資格外活動(留学) 3,095 人 前年同期比で 3.6%(107 人) 増加

既設夜間中学一覧（R4年10月時点） 15都道府県に40校



都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校【令和4年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みづかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	足立区	第四(だいよん)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校
	大田区	糞谷(こうじや)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	八王子市	第五(だいが)中学校
神奈川県	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校【令和4年4月開校】

都道府県	設置主体	学校名
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校
		文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
奈良県	橿原市	畝傍(うねび)中学校
天理市	北(きた)中学校	
奈良市	春日(かすが)中学校	
兵庫県	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校	
	兵庫(ひょうご)中学校北分校	
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校 二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらすぎ中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校【令和4年4月開校】
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校【令和4年4月開校】